

平成 2 3 年度

第 4 回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 平成 2 3 年（2 0 1 1 年）1 1 月 7 日（月）

午後 2 時から 4 時 3 0 分まで

場所 宝塚市役所 2 階 2 - 4、2 - 5 会議室

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 平成23年(2011年)11月7日(月)午後2時から4時30分まで
- (2) 開催場所 宝塚市役所 2階 2-4、2-5会議室
- (3) 出席委員等

本日の出席委員は、23人中16人で、次のとおり。

島田委員、石倉委員、寺本委員、北山委員、大川委員、西井委員、多胡委員、宮坂委員、古家委員、草野委員、中野委員、澤木委員、井上欣也委員、今北委員、城所委員及び藤井委員である。

なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

- ア 多胡会長は、議事録署名委員として、1番島田委員及び2番石倉委員を指名した。
- イ 多胡会長は、宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。
- ウ 次の議題について審議を行った。
 - 議題第1号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更について (事前説明)
 - 議題第2号 宝塚市都市計画マスタープラン(案)について (継続審議)
 - 報告事項 今後の景観行政について

2 会議要旨

(1) 議題第1号

市

(議題第1号説明)

(説明の開始)

議題第1号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」を説明する。

今回は、事前説明である。

まず、生産緑地の基本的な事項の概要について説明する。

農地を生産緑地として指定するためには、農業の継続が可能な土地であって、かつ面積が一団で500㎡以上あることが必要である。

生産緑地に指定されると、固定資産税や相続税等について、税制上の優遇措置が受けられるかわりに、30年間の営農が義務付けられ、土地利用についても市町村長の許可を受けて、一定規模以下で営農に必要な施設の建築しか認められないこととなっている。

また、この生産緑地制度には買取り制度があり、一旦生産緑地に指定されると本人の都合により廃止することはできず、次の4つの要件に該当する場合に限り、市町村長等を買取りの申し出ができることになっている。

一つ目が、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合。

二つ目が、農業の主たる従事者の死亡や、農業に従事することを不可能とさせるような故障を有することとなった場合。

三つ目が、公共施設の用地となった場合。

四つ目が、一部廃止に伴い、残った農地だけでは500㎡の面積要件を満たさなくなった場合。

以上の場合に、廃止されることとなる。これら以外の原因、例えば農地の所有者の都合により生産緑地を廃止することは認められていない。

この買取りの申し出により買取りがなされなかった場合や公共施設の用地とな

った場合は、30年間の営農や建築制限等の規制が解除されることとなる。このため、年に一度新たに追加するものやすでに建築制限等が解除されたものを総括し、生産緑地の都市計画変更を行い、該当する生産緑地地区を見直す。

それでは、今回の生産緑地地区の変更内容について説明する。

今回の見直しは、大きく分けて3つある。

一つ目は、生産緑地地区の全体の廃止が7地区ある。

二つ目は、生産緑地の一部を廃止又は追加することによる変更が12地区ある。

三つ目は、生産緑地地区が分断されることによる地区の追加及び新規の追加が4地区ある。

また、それぞれの計画図は、議題書1-6ページから1-17ページに添付している。

議題書1-5ページ「変更前後対照表」と併せて「計画図」を参照願う。

一つ目の生産緑地地区の全体の廃止について、1-6ページの「中野町1地区」を例に取り説明する。

「中野町1地区」は、主たる従事者の故障により買取りの申し入れがあったが、買取りが不決定となったことから、全部を廃止しようとするものである。減となる面積は、約0.21haである。

このように、主たる従事者の死亡や故障により生産緑地地区として全部を廃止するものとしては、1-8ページの「安倉南10地区」、「安倉南26地区」、1-10ページの「山本中23地区」、1-11ページの「花屋敷荘園1地区」、1-13ページの「中筋52地区」、1-14ページの「山本南21地区」と全部で7地区あり、減となる面積の合計は、約0.83haである。

二つ目の生産緑地の一部を廃止又は追加することによる変更について、1-7ページの「寿町1地区」を例に説明する。

「寿町1地区」は主たる従事者の故障により、買取りの申し入れがあったが、買取りが不決定となったことから、申し出のあった区域を廃止しようとするものである。減となる面積は、約0.05haである。このような、主たる従事者の死亡や故障を理由として見直しを行う地区としては、1-9ページの「山本中18地区」、1-12ページの「中筋39地区」、「中筋40地区」、「中筋41地区」、「中筋50地区」、1-13ページの「長尾町2地区」、1-14ページの「山本南16地区」、「山本南23地区」、1-15ページの「口谷東10地区」がある。

また、1-9ページの「山本中15地区」についてであるが、平成21年度に二人の農業従事者がそれぞれ死亡・故障により一部廃止となったものである。赤い線で囲まれた範囲が開発地域であり、緑色の部分が生産緑地である。新設道路が予定されていたが、行き止まり道路となるので、次の図のようにピンク色に着色した部分に新たに道路を築造できないか、開発業者と協議したところ、隣接の生産緑地の所有者の同意を得て道路を築造し、市に寄付することとなったため、今回新設の道路部分を一部廃止するものである。

以上一部廃止となる地区は11地区、減となる面積の合計は約1.28haである。

1-17ページの「安倉中34地区」は赤色の部分について、今回生産緑地の指定に係る申請がなされ、指定要件を満足することからこの部分を追加する。追加する面積は、約0.03haである。

三つ目の生産緑地地区が分断されることによる地区の追加及び新規の追加が3地区ある。

まず、1-16ページの「亀井町5地区」の内、赤色の部分について今回生産緑地の指定に係る申請がなされ、指定要件を満足することからこの部分を新規追加する。

今回このような地区が他に1地区あり、1-17ページの「安倉中37地区」である。

また、1-15ページの「口谷東10-1地区」は「口谷東10地区」が平成6年12月に一部廃止になったため、本来であれば地区の分断により新たな地区を設けるべきであったが、同一地区のままとなっていたため、今回新たに地区を設けるものである。

以上により、新規の追加地区数は2地区で面積の合計は約0.19haの増、そして分断による追加が1地区で、約0.29haの増となる。

今回の変更により本市の生産緑地は346地区、面積は79.89haとなり、昨年度に比べ4地区の減、面積は1.60haの減となる。

最後に今後の予定であるが、11月14日から28日の2週間、案の法定縦覧を行い、12月19日に予定する第5回都市計画審議会に諮問し、12月下旬に都市計画決定・告示を行う予定である。

以上で、議題第1号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終わる。

質疑応答

委員

一団の面積が500㎡を切った農地については、生産緑地地区の指定が自動的に解除されることになる。

本人の都合ではなく他の所有者の都合により生産緑地地区の指定が解除されてしまうと、営農を継続したいと考えていても、同時に自身の農地についても解除されてしまい、これによって税金の優遇がなくなってしまうため、何とかならないのかとの意見もあると聞いている。

このことについて、何か対策をとることは出来ないか。

市

一団の面積が500㎡以上必要であるというのは、都市計画の運用で決めているのではなく、生産緑地法において決められているものである。

これにより、やむを得ず連鎖的に廃止しなければならない事例がある。したがって、各市町も出来る限り市街化区域内農地、特に生産緑地については維持したいと考えているので、そのことについては、事あるごとに国へ要望として上げてはいるが、現時点では改正するに至っていない状況である。

その一方で、一定のまとまった面積であることも必要であると考えられるので、その辺りを考慮して、国として検討しているのではないかと考えている。

それから、何か良い方策がないかということであるが、面積が500㎡を満たすことが出来るよう、隣接地で協力してもらえらる所有者があれば、望ましいのではないかと思う。

しかし、現状では500㎡以上を維持する必要があるということである。

会長

全体としての懸案事項であるようだ。

都市計画の運用と農業委員会の両方の立場から、国に対して法の改正を継続して要望しているのか。

市

生産緑地に関する要望については兵庫県を通じて要望しており、県が国との協議を行っている状況である。協議については、都市計画の部署が行っている。

委員

議題書1-19ページの「生産緑地地区総括表」において、市街化区域内農地面積及び生産緑地地区面積が共に減少しているのに、面積割合が増加しているのはどうしてか。

市

市街化区域内農地面積及び生産緑地地区面積共に減少しているが、市街化区域内農地の減少の方が多いため、面積割合は増加しているということである。

委員

それに伴う、行政側の運営コストはどうなるか。

市

市街化区域内農地については、農地としての課税がなされている。

一方、生産緑地については、税金を軽減しながらでも貴重な農地を保全していくとしている。

農地の現状であるが、双方とも減少している。市街化区域内農地については大きく減少しており、生産緑地についても緩やかではあるが減少している。

市街化区域内農地については、農地としての課税と、転用され宅地化されれば宅地として課税されることになる。

生産緑地について、面積はほぼ横ばいであり、税金の軽減も同様にほぼ横ばいで推移していることになる。

税収の観点からの説明であったが、以上である。

会 長

簡単には説明することの出来ない内容であると思う。

市街化区域内農地については、法律上から考えれば減少することは仕方の無いことである。

生産緑地についても、後継者がいなければ地区が廃止され、徐々に減少してきている状況であり、今後どうしていくかという課題はある。

しかし、市としては生産緑地を保持したいという方針を持っている。

以上で、議題第1号の審議を終わる。

(2) 議題第2号

市 (議題第2号説明)
(説明の開始)
議題第2号「宝塚市都市計画マスタープラン(案)について」を説明する。

今回は、前回、当審議会で頂いた意見、9月22日から10月21日まで実施し、13人から約60件の意見の提出があったパブリックコメント、また、10月3日に32名の参加があった西公民館、4日に15名の参加があった自然休養村センター、6日に12名の参加があった男女共同参画センター、7日に13名の参加があった東公民館で、それぞれ開催した説明会での意見や、これらに対する市の考え方を中心に説明を行う。

まず、都市計画マスタープラン(案)については、前回、地域別の図面が共通凡例となっていた点を、各図面に凡例を示すことに変更した。時間の関係もあり、その他は、明らかに誤植であったところを修正した程度にとどめている。このため、前回、当審議会において頂いた意見を反映させている個所は、基本的にはない。

議題書 参の2の1

頂いた意見の要旨をまとめたものである。

まず、前回の当審議会において頂いた意見の主なものについて説明する。

「将来像、コンセプトについて」では、「都市づくりのコンセプトでは、「芸術リゾート都市」を「芸術文化創造都市」としているが、そんなに単純なものではないと考える。武庫川河川敷緑地をはじめとする資源を考えると、レクリエーションが重要である。」という意見があった。

「都市核について」では、「都市核の記述についてはもう少し検討が必要と思う。NTN跡地は中心市街地の区域内であり、「適切な誘導に努める」だけでは対応が困難。内容については考えていかなければならないが、この敷地は沿道に接している距離が長いこともあり、沿道の歩行者ルートを整備や沿道緑化、地区計画の導入など、より具体的に記述する必要がある。」「NTN跡地について、都市核に位置付け、工業地として推し進めるとしているが、当該地では既にいろいろな土地利用が考えられている。工業系用途では事実上何の規制にもなっておらず、何でも建築可能。ここをどのようにリードしていくのかを、もう少しはっきりと記述すべきである。」「都市核をどうするかは、市全体の課題。地域別構想とは別に記述したほうが良い。例えば、宝塚ファミリーランド跡地をどのように誘導していくのかという問題は、阪急との協議も含め、都市核の中の一番大きなポイントである。」といった意見があった。

「地域核について」では、「多核とは駅が多いということ。各駅の特徴付けを考えていく必要がある。単に再開発をしてビルを建てるのではなく、医療との連携など、駅ごとの特徴を持たせることが必要である。」といった意見があった。

「土地利用について」では、「全体として約1万戸の空き家がある。生活拠点では、商業施設や医院が駅前に移転してしまい、身近なところで生活を支える機能が充実していないために、人もまちなかに向かってしまう。生活拠点を充実させなければ、この流れは止められない。その辺りを具体的に記述できないか。」「中心市街地について、「隣接する大規模商業地との機能分担と連携を意識しつつ」とあるが、現実に

は連携ではなく競争をしている。ある程度方針を示してもらわないと、宝塚の商業者は見捨てられたように思える。他都市は都市間競争をしているが、宝塚では駅間競争をしているのが実態。」「宝塚らしい中心市街地の形成」とは何か、よくわからない。中心市街地については、もっと明確な位置付けをしていかなければならない。」「農地は生産のためだけにあるのではなく、二酸化炭素の削減など環境面や、災害時の避難場所になるなど防災面でも重要な役割を果たしている。大災害時の仮設住宅用地にもなりうる。」「北部地域にふさわしいまちづくりとは何か。」「新都都市計画」について。県においては、もはや計画自体ないに等しい状態であり、県議会でも塩漬けと認めている。こういう状況の中、適切な記述と言えるのか。一方で、住民からは、新都市区域の土地利用のあり方について様々な意見が出ているので、それらを記述するほうが良いのではないか。」といった意見があった。

「交通ネットワークについて」では、「バス路線網図が必要ではないか。」「なぜ競馬場高丸線だけ「道路整備プログラムに基づき」と記述する必要があるのか。」といった意見があった。

その他として、カタカナ文字の取り扱いや、観光客数について、図面の修正についての意見などがあった。

次に、パブリックコメントにおける意見の内、主なものについて説明する。

「全体について」では、人口減少や高齢化についての視点についてや、都市計画マスタープランの推進体制をどうするのかといった意見があった。

「将来像・コンセプトについて」では、宝塚市の魅力と個性を活かした都市づくりのコンセプトに、貴重な社会・自然レクリエーションの場があること、それを活かしたまちづくりに言及すべきであるといった意見があった。

「都市核・地域核について」では、多様な視点からそれぞれ意見を頂いている。

「交通ネットワークについて」では、都市計画道路の整備予定にかかる記述のあり方や、高速バスの位置付けなどに関する意見があった。

「水と緑のネットワークについて」では、公園整備に関する意見や、河川・ため池について、生物多様性など環境機能の認識を加えてもらいたいといった意見があった。

「都市防災について」では、東日本大震災を受けた記述を盛り込むべきであるといった意見があった。

その他にも、地域別についての意見があった。

次に、地域別説明会で頂いた意見のうち、地域別毎に主なものについて説明する。

参-2-7ページ、第Ⅰ・Ⅱ地域から説明する。

宝塚市として、大きなプロジェクトを組んで、大きな目標を持ったほうが良いのではないかといった意見があった。

「土地利用について」では、小林駅周辺の道路整備について、高司地域の公共交通について、浸水対策などについて意見があった。

「交通ネットワークについて」では、競馬場高丸線の記述について、自転車に関する記述について意見があった。

その他として、全体的に「検討します。」といった記述が多い。もう少し具体的に方策を書いてほしいといった意見があった。

続いて、第Ⅲ・Ⅳ地域について。

「将来像・コンセプトについて」では、宝塚はひとことでどういうまちを目指す

のかがわかりにくいといった意見があった。

「土地利用について」では、第Ⅲ地域の農地について触れてほしいといった意見があった。

「交通ネットワークについて」では、図面の修正や宝塚駅のターミナル性の記述についての意見があった。

「水と緑のネットワークについて」では、大堀川の整備に関する意見があった。

その他として、区域の境界の取り方についてなどの意見があった。

続いて、第Ⅴ・Ⅵ地域について。

「土地利用について」では、空き家の対策についてや、川西市との連携、植木産業の将来を懸念する声などがあった。

「交通ネットワークについて」では、雲雀丘地域の道路網についての意見があった。

「水と緑のネットワークについて」では、緑のアメニティ軸に関して見直しを求める意見があった。

その他として、今回の都市計画マスタープランを読んでも、魅力を感じないといった意見があった。

続いて、第Ⅶ地域について。

「将来像・コンセプトについて」では、若い人が帰ってきたくなるまちづくりを目指してほしいといった意見があった。

「土地利用について」では、「調整区域では建築制限の緩和が不可欠と考える。自然を破壊する面もあるが、もう少し記述できないか。」や、「特別指定区域制度などを活用しても、西谷のいいところ、開発できそうなところは新都市用地（県有地）で、残りはほとんど農用地。新都市計画をすべて実現するのは難しいと思うが、たとえ小規模であってもよいので、コンパクトなものをつくる方向でできないか」といった意見があった。

「交通ネットワークについて」では、交通安全の面からの記述を充実させてほしいといった意見があった。

「水と緑のネットワークについて」では、JRの廃線敷や丸山湿原の記述に関する意見があった。

主な意見については以上である。

これらの意見を受けて、記述についての方針を参－1－1 ページ「主な見直し方針・案」にまとめている。

①全体の記述等について

- ・宝塚市の特徴がよりわかりやすくなるように、地名や施設名称等を具体的に記述をする。
- ・「誘導する」や「検討する」という表現については、具体的な取り組みをできる限り記述する。
- ・「全体構想」と「地域別構想」での記述の重複について整理する。

②将来像・コンセプトについて

- ・「中山寺や清荒神などの神社仏閣、旧小浜宿などの街並み、花卉・植木産業、手塚治虫記念館や宝塚（阪神）競馬場など、歴史・観光・レクリエーションの多様で豊富な資源」を活かした都市づくりの方向を明確にするため、都市づくりのコンセプトに「レクリエーション」をキーワードとして追加する方向で検討する。

③都市拠点について

- ・都市核や中心市街地の位置付けなど、都市づくりの方向がより明確になるよう記述を修正・追加する。
- ・地域核は「それぞれ固有の立地特性や歴史、文化を形成しており、その特色を最大限に生かした個性ある発展を目指す」が、より一層明確な方向性を記述する。
- ・生活拠点は「生活利便施設の立地を促進」するが、そのための土地利用の誘導方向を検討する。

④交通ネットワークについて

- ・道路整備については、道路整備プログラムの内容を基本とするが、断定的な表現は検討する。
- ・宝塚駅周辺の交通ターミナル性について、鉄道、自動車に加え、多様なバス（路線バス、観光バス、高速バス等）やタクシー等も含めて、記述を整理する。
- ・バスは交通ネットワークの重要な要素であることから資料にバス路線網図を追加する。

⑤水と緑のネットワークについて

- ・河川・ため池について、生物多様性など、環境面での役割を踏まえた記述を追加する。
- ・歴史と文化のアメニティ軸などにおいて、市内に点在する古墳についても記述を追加する。

⑥土地利用について

<中心市街地（＝都市核）について>

- ・中心市街地のあり方や方向性がより明確になるよう、記述を追加する。
- ・中心市街地の一部として位置付けられているNTN跡地は、現在の「適切な誘導に努める」といった記述に加え、都市計画上の規制と誘導方策について、より具体的に記述する。

<市街地内の農地について>

- ・農地については、単に生産だけではなく、二酸化炭素の削減などの環境面や、災害時の避難場所や仮設住宅用地になるなど防災面でも重要な役割を果たしていることを記述する。
- ・農住ゾーン以外の農地についても、地域別構想で保全等の方向性を追加する。

⑦防災について

- ・東日本大震災の影響について「序．改訂の背景」や「4-4．都市防災の方針」などにおいて、現時点で記述できるものについて記述する。（現時点では国などの方針が示されていないため、具体的な取り組みなどについての記述は困難である。）

⑧施策の推進に向けて

- ・最終章として「施策の推進に向けて」を追加し、行政の役割、市民の役割や推進の仕組みなど「都市計画マスタープランの推進体制」について記述する。
- ・人口や商業・工業関連のデータ等の継続的な整理については、最終章「施策の推進に向けて」において、今後の課題として効果的なデータ整備・活用について記述する。

⑨その他

- ・使用する写真を整理する（本文の記述をより適切に示す写真等への差し替え）。
- ・観光客数の記述については、本文はそのままとし、観光の内訳がわかるようなグラフに修正する。

- ・各図面について、「タイトル」「方位」「縮尺」等を記載するとともに、凡例等がよりわかりやすくなるよう工夫する。
- ・語句について、カタカナ文字や常用漢字以外の表現については、個別にチェックし、必要に応じて修正やルビ等の検討を行う。

(今後について)

これらの方針や今回の当審議会の意見を踏まえて、見直しを行いたいと考えており、12月に予定している次回の当審議会において、案として示すこととしている。また、来年1月に開催予定の当審議会で、答申を頂きたいと考えている。

以上で、議題第2号「宝塚市都市計画マスタープラン（案）について」の説明を終わる。

質疑応答

委員

第5次総合計画に掲げている本市のめざす将来都市像は、「市民の力が輝く共生のまち宝塚」となっており、具体的な都市像を表していない。

これまでは、都市計画マスタープランで扱うような将来都市像が、総合計画における将来都市像でもあった。

しかし、今回は人と人との繋がりを表しているものであって、具体的な将来都市像を打ち出せていないと思う。

よって、そのあたりを都市計画マスタープランでどう補っていくのかが重要であると考えている。

22ページの「2-3めざす将来都市像」における、本市の将来都市像の打ち出し方が大事であると思う。

「庭園都市」については、都市全体が庭園であるといったイメージであると思うので、いまひとつしっくりしない。

例えば、「自然と共生する都市」とか「環境と共生する都市」でも良いのではないかと思う。

それから、「居住文化創造都市」と「芸術文化創造都市」については、「文化」が重複して使われているが、「居住文化」については、何を指しているのかがよくわからない。

ようするに、第5次総合計画を受けた形での宝塚市のめざすべき将来都市像というものが、こういう形の都市になるといったものが見えない。

「市民の力が輝く共生のまち宝塚」の共生とは、何との共生であるのかが、よくわからない。

よって、今回の都市計画マスタープランのめざす将来都市像が、非常に重要なものになってくるのではないかと思う。

会長

第5次総合計画については既に策定されたものであるので、ある程度それを吸収していかなければならない。

よって、今回の都市計画マスタープランにおける、めざす将来都市像として「市民の力が輝く共生のまち宝塚」を設定している。

その中で、都市計画に係るものを概念的に示す都市づくりのコンセプトが、22ページに示されている。

現行の都市計画マスタープランにおける都市づくりのコンセプトについては、第4次総合計画の将来都市像として掲げられた「人と自然がふれあう、心豊かな美しいまち宝塚」を受けて、「庭園都市」、「居住文化創造都市」、「芸術リゾート都市」としていた。

この3つの将来都市像のうち、今回の見直し案において最も変わっている点は、「芸術リゾート都市」を「芸術文化創造都市」としていることである。

この点については、パブリックコメントにおいても意見があったように、再度検討する必要はあると思う。

「庭園都市」については、歴史と実際の地形の形質、あるいはその持っている環境という点からみれば、今回継承することが良いと思う。

本市は周辺の尼崎市や伊丹市と比べて、市域空間全体が市街地と山林その他の自然環境といったものを両方持ち合わせているので、全体として庭園都市と考えることができ、また、個別の住宅の庭園についても対象として考えれば、コンセプトとしては間違っていないと思う。

その上、他市と違って本市には花卉園芸と植木産業があり、その栽培地の多くが南部市街地において生産緑地に指定されている。

一方で、人間と自然の共生という点では、西谷の農業振興地域がこれに相当することになる。

また、都市の緑地と一言で言っているが、瀬戸内海国立公園の六甲山地区の西の端が市域内である。

そこから続く伊子志、小林、生瀬に特別緑地保全地区があり、また、その他にも武庫川左岸側に同地区が2箇所あるが、これらについて本市自身で国有地を自然休養林として指定した。

この自然休養林の中に中山寺奥の院があり、また、長尾山・中山の自然道は、中山寺や最明寺や清荒神の修行僧の修練ための道があり、一定の文化と自然が融合した形になっている。これらが大きな面積で存在し、市全域が成り立っていることを考えれば、「庭園都市」であると言える。

そしてそれらを管理することができる人々として、花卉園芸と植木の専門家達がいる。

他市でそういったことをカバーしようとする、外部から専門家を呼んでこななければならないが、本市はそれが可能な状況にある。

これに市民が繋がれば、庭園都市の環境はより強力なものになる。

こういったことから、「庭園都市」とすることは問題無いと思う。

「居住文化創造都市」についてであるが、居住という点において一番身近な部分はコミュニティである。

また、本市の土地利用で、圧倒的に多いのが住宅用地であるが、住宅用地ばかりが増加するので、自立した都市としては課題も残ると思う。

しかし、それがどういった成り立ちになっているのかということが、居住文化の部分である。

市民によって規範というものが出来上がると、居住生活が居住文化へと変わっていく。

それを創造していくとして、現行都市計画マスタープランでは「居住文化創造都市」と設定していたのだと思う。

現在から未来への居住文化を創るということが、市民にとって最も分かりやすいコンセプトであると思う。

明治初期の宝塚の人口は1万2千人程度であったが、今日ではそこから約1.5倍に増加している。

また、市制導入の1955年には約4万人であったので、約5倍に増加している。現在の市民が、人口が増加した中で地域社会とコミュニティを創り、居住文化を持つということであるので、「居住文化創造都市」とすることは特に問題無いと思う。

次に、現行では「芸術リゾート都市」としていた点であるが、宝塚においては、大正期から昭和初期にかけてリゾート性が非常に強かった。

それは、雲雀丘や御殿山などに代表される住宅地は、いわゆる邸宅が中心であり、阪神間の先進的な人達が居住していたからである。

一方で、それらにあわせて大正後期から昭和初期にかけて企業の保養所や研修所が作られたため、リゾート性が高かった。

しかし、これらの施設は90年代以降急激に減少し、現在ではそれらのほとんどがなくなってしまったため、リゾート性については見直す必要があると思う。

よって、今回の案では「芸術文化創造都市」に変更しているが、もう少し市民が活

き活きた形のものを受け止められるものとして、「芸術レクリエーション都市」とした方が実態に合っていると思う。

レクリエーションの中には、芸術・文化活動やスポーツ活動があり、また、野外活動をする時には別途掲げている庭園都市にも関係してくるものである。

また、住宅都市ということであれば、子どもをどのように育てていくかということにも、レクリエーションは係ってくるものである。

「芸術文化創造都市」とした場合、芸術についてある程度方向付けられた創造行為を行うことは、大変なことであると思う。

少しバランスを欠いたコンセプトであると思うので、「芸術レクリエーション都市」に変更した方が良いと思う。

パブリックコメントでの意見や、これまでの経過を踏まえて、はっきりさせた方が良い部分であるので、今回、提案をしておきたいと思う。

委員 コンセプトのひとつとしている「芸術文化創造都市」を、変えるということであるか。

会長 そのとおりである。

現在、案として示している「芸術文化創造都市」としてしまうと、意味するところの範囲が狭くなってしまう。

人間として幸せを感じる部分としては、自由時間におけるレジャーの割合が大きい。他人からすれば、ただの暇潰しにしか見えないものであっても、非常に大事な点である。

委員 今の段階で、この大きなめざす将来都市像を変更することは、どうかと思う。

会長 やはり、「芸術文化創造都市」としてしまうと、カバー出来る範囲が狭すぎると思う。

22万人の市民が係わることの出来るようなコンセプトとしておく必要がある。

委員 22ページの二つ目の丸に、「コンセプトは前マスタープランを継承し」と記述してあるが。

会長 その部分については、記述を修正することになる。

委員 意見としては理解できるが、検討は難しいのではと感じる。

会長 一つの意見としては受け止めておくが、変更することについては、非常に重要なことである。

「芸術文化」としてしまうと、参加出来る市民の数が少なくなってしまう。

今後は自由時間が増加してくるので、将来のレクリエーションをどのようにしていくのが課題であると思う。

働いている人達も余暇無しでは、コンディションが低い状況となってしまう。

本市であれば、余暇の過ごし方がレクリエーションに繋がるということに意味がある。

三つのコンセプトについては、ニーズのあるものとして位置付けなければならな

いと思う。それは市民が参加して決めていくことであるが、まずはその場を用意する必要があるということである。

委員

一つ目はNTN跡地についてであるが、これについては今回の都市計画マスタープランにとって、非常に重要なことであると思う。

33、49、51ページにそれぞれ記述があるが、主な見直し方針・案に「適正な誘導に努める」といった記述に加え、都市計画上の規制と誘導方策について、より具体的に記述する。」としているが、今後10年間のこの都市計画マスタープランにとって、ここがどのような形になるかということは、非常に大きな問題である。市街地の中心で、しかもこれだけの広い土地をどうするのかということについて、どこまで踏み込んでいくと理解すればよいのか。

私は踏み込むべきだと考えている。

ただ、都市計画法上の問題もあるので、どこまで本当に踏み込めるのかとも思う。踏み込まなければならないと言う事もわかるし、踏み込んで欲しいと思っている。都市計画マスタープランにおいて、どこまで踏み込んでいけるのかについて聞きたい。

二つ目は64ページあるクリーンセンター焼却炉の建て替えについての記述で、「具体的な候補地、建設方法、処理方法などについてPFI、広域化なども含めて、広く調査、研究します。」としているが、「PFI、広域化なども含めて」をここに記載する必要があるのかと思う。

広域化が何を指しているのかわからないが、一般ごみについては各自治体毎に処理することとなっている。

PFIについては、全国でもトラブルを起こしているところもあるので、本市の規模からすれば、調整するだけの十分なものはないと考えられるので、PFI、広域化については削除した方が好ましいと思う。

三つ目は81、89ページの「水と緑の拠点」において、団体名が詳しく記載されているが、都市計画マスタープランに特定の団体名を記載することはどうかと思う。

この他にも活動している団体は多数あるので、記述するのであれば全て記述しなければならないと思う。

総称的な名称に改めた方が良いと思う。

会長

団体名の記載については、再度検討を行う。

市

PFI、広域化の記述については、環境部と再度調整を行う。

NTN跡地については、「主な見直し方針・案」でも示しているとおおり、「都市計画上の規制と誘導方策について、より具体的に記述していく。」としている。

ただ、どのような土地利用をしていくのかについては、総合計画を越えた記述は難しいが、適切な誘導とは、都市計画においてどのような手法があるのかということについては、より具体的な記述をしていきたいと考えている。

委員

NTN跡地については、総合計画との関連があるにしても、例えば49ページには「用途地域などの地域地区、地区計画制度などを活用し」とまで記述されている。但し、「誘導できる場合には」とも記述されているので、相手の意思にもよるところがあると思う。

しかし、このことについては、記述すればするほど市は何もすることが出来ないというような表現となってしまうので、簡潔な記述にしておいた方が良いと思う。

会 長

このことについては、選択の余地のある複数の案を示していくといった方法もある。

但し、この敷地については、道路に対して約800m接している状況である。

そういったことから考えれば、間に通り抜けることの出来る道路の設置や、周囲に市役所や末広中央公園があることから、沿道をどのようにするのかといった方針により、適正な幅員の歩道を開発に伴って整備するといったことも考えられる。

こういったことは法的な根拠もあり、方針として持つことは可能であると思う。

開発許可を出す際には、許可条件というもの考えるべき問題である。

それに対して地区計画を導入するのであれば、その意思表示が基本方針としてあっても良いと思う。

また、この場所にどれくらいの施設をどのように持ってくるのかといった、土地利用上の方向や方針については所有者の意向があるため、踏み込んで記述するには難しい点である。

しかし、ここに記述されなくても、検討されるべき問題である。

この件に関しては、都市計画マスタープランをある一定の時期までにまとめなければならぬので、記述することが出来ない場合もあるということを理解してもらいたい。

市

PFI、広域化の記述については、担当課と協議をした上でのものであるため、担当課の意思は一定程度入ったものであるが、方針として記述すべきかということについては、再度調整を行う。

委 員

ごみ処理の件に関して広く調査、研究することは必要なことであるが、今の段階でPFIや広域化などと具体的に記述することはどうかと思う。

例えば、広域化となった場合、他市のごみが本市に入ってくることもある。

非常にデリケートな問題であるため、ここで記述することについてはどうかと思う。

会 長

新しい観点からの話については、色々と出てきている状況であるので、広く調査、研究を行うという意味表示であると受け取っておけば良いと思う。

委 員

蛇足ではあるが、新しいごみ処理施設の候補地については、現在とは別の場所であるということで、過去に方向性を出した時期があった。

一番大事なことは、どこに建設するかということになると思う。

候補地の選定にも影響すると考えられるので、PFI、広域化は記述しない方が良いと思う。

会 長

この問題については、行政だけでなく、市民も一緒になって考えていく必要のあることである。

委 員

都市づくりのコンセプトについてであるが、23ページの「居住文化創造都市」の二つ目の丸に「こうした伝統を市民の日々の暮らしや活動を通して継承・発展させ、今日では全国に誇れる本市特有のコミュニティを育ててきたと言えます。」と記

述されているが、理解できない。

「全国に誇れる本市特有のコミュニティ」とは、コミュニティ全体のことなのか。それとも、どこか一部のコミュニティがそうであるということなのか。それが、これまでの伝統であるとか継承されてできたものであるかということについては、そうではないと思う。

会 長 この記述については、再度検討の上、訂正していくことになると思う。

委 員 23ページの「芸術文化創造都市」の三つ目の丸であるが、コンセプトを「芸術レクリエーション都市」に変更するのであれば、「新たな宝塚文化を創造し、都市全体の魅力を高めていきます。」の記述は、削除しなければならないと思う。

会 長 レクリエーションについてであるが、その範囲というものは、一つはスポーツ、もう一つは創作活動である。
また、大きな柱の一つとして、観光・行楽というものがこの中にある。
さらに、ボランティア活動もこの中に含まれるものである。
これは仕事を免除して活動できるようにしていることから、余暇の一つであると考えられる。
自分自身が主体的に登録して活動することが、レクリエーションである。
よって、文章については、これらを踏まえて再度検討を行う。

委 員 環境審議会の地球温暖化対策の小委員会で議論していて宝塚市について感じることは、CO₂の削減問題について最も重要となることは、家庭内のCO₂を抑えることと、もう一つは交通網に関することであり、自動車の利用を抑えることであるといっても過言ではないと思う。
家庭内におけるCO₂削減については都市計画の範疇外であると思うが、もう一方の交通網における自動車利用の抑制に関しては、都市計画に係ってくるものである。
59ページの「(2) 交通施設」の総論のところに、例えば「排気ガスによる環境負荷を低減させるために、徒歩や自転車による移動を容易にする施策を講じるとともに、バス交通の充実や鉄道駅周辺の整備を進める。」といったことを追加すれば、CO₂削減に対する市の取り組みが良く分かるようになると思う。
それから、40ページの「交通ネットワーク」の(2)の二つ目の丸であるが、文章の最初に「また」は必要ないと思う。

会 長 そのことについては、追加した方が良いと思う。

委 員 24ページの「2-4 都市づくりの方向」において、課題に対応していく重要な視点というものが盛り込まれていると思う。
25ページの「①歩いて暮らせる都市づくり」において、公共交通の利用増進や高齢化対応の記述があるが、これがCO₂削減に繋がる自動車利用から公共交通への転換の柱となるものだと思う。
24ページの「都市づくりの方向」において、「6 多様な主体との連携・協働の都市づくり」といった重要な柱があるが、これが他から独立してしまっているようにみえるので、少し文言の強化などをした方が良いと思う。

会 長

家庭におけるライフスタイルの問題もあるが、現状では設備ばかりが追い求められている状況が目立っており、それが本当に地球温暖化対策に結びついていくのかといったことである。

本市では、約50%が単独世帯または2人世帯でいずれも高齢者であり、これから増加してくるが、そのような状況では施設を整備することに限界が生じるのではないかと思う。

本市は他市に比べて持ち家率が非常に高い状況にある。しかし、ある程度高齢者となり、便利な駅前で賃貸に住むといったことが生活を快適にするものであると思うが、その際に、施設が無い場合の光熱費などがどうなるのかといった問題も考えられる。

交通については、バスにしても、2、3人しか乗っていないのに、それらが坂道を登っていく状況もみられるので、理解出来る話である。

記述については、良く検討しておく必要がある。

委 員

23ページの「居住文化創造都市」に少し関連するかと思うが、環境審議会の小委員会においては、新しいライフスタイルとして、太陽光発電や設備だけで対処するのではなく、宝塚らしい環境に合った暮らし方を、宝塚の特性を加味しながら創りだしていかなければならないのではないかということで、検討しているところである。

会 長

環境審議会においても、ぜひ検討をお願いしたいことである。

本市は大阪市などと違って、ヒートアイランド現象が起こりにくい状況にある。それは、六甲山などの自然環境が周りにあり、住宅もさほど高密度になっておらず、戸建住宅の庭などが多い点からも効果があることが理由である。

ただ、用途地域からみると、第1種および第2種低層住居専用地域が約40%を占めている。

その他にも、第1種および第2種中高層住居専用地域が約37%となっている。

このことについては、従来とは違った中高層への対応を考えなければならないと思う。

コンセプトについては整理をして、「芸術レクリエーション都市」として変更したものを、次回提案したいと思う。

以上で、議題第2号の審議を終わる。

(3) 報告事項

(報告事項説明)

(説明の開始)

報告事項「今後の景観行政について」を説明する。

本市は来年度より、景観法を活用した景観施策を展開しようとしており、平成23年12月に景観行政団体になる予定である。その後、景観計画を策定する際に、景観法の規定により当審議会において審議が必要となる内容があるため、その内容などについて報告する。

(今後の都市計画審議会の役割 その1)

当日配布資料「4 今後の都市計画審議会の役割」

景観法第9条第2項に「景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」との規定があり、景観法の柱である「景観計画」を定めたり変更したりする場合、都市計画審議会に諮る必要がある。景観審議会との関係については、後で説明する。

(これまでの景観行政の取り組み)

「1 景観行政の取り組み」

本市の景観行政は、昭和60年に都市景観基本計画の策定、昭和63年に本市の環境基本条例に基づく都市景観条例を制定し、20年以上にわたって自主制度で取り組んできている。

「2 都市景観条例の改正の背景」

法令に基づかない任意の条例での景観誘導では、指導の限界があることが問題となっていた。国の動きとしては、平成16年に景観に関する初の総合的な法律である「景観法」が制定され、それに併せて都市緑地保全法や屋外広告物法など、景観に関する法律が改正、整備された。それを受けて、本市においても現行条例を活かしながら、景観誘導の実効性を高めるため景観法の制度を導入し、自主制度と組み合わせ、宝塚らしい魅力ある景観の実現を図りたいと考えている。

(今後の方向性)

「3 今後の景観行政の方向性」

大きくは二つの方向性があり、一つ目は景観法の活用、二つ目は法には基づかない自主制度の活用である。①景観法の活用については、1)の景観計画による景観誘導が主となる。市域全域を対象区域として、景観法に基づく景観計画で景観形成の方針、基準を定め、一定規模以上の建築物などについて誘導する。

また、2)景観法に基づく諸制度の活用については、多様な主体による景観形成・協働の推進のため、景観協議会の制度などを活用したいと考えている。

二つ目の②自主制度の活用としては、景観に特化して総合的・専門的に調査審議する景観審議会が必要と考えており、新たに設置したいと考えている。

(今後の都市計画審議会の役割 その2)

「4 今後の都市計画審議会の役割」

法令的な役割については先の説明のとおりであるが、景観審議会との関係について説明する。

その前に、現在の景観に関する審議会の状況についてであるが、条例の根拠法令が本市の環境基本条例であることから、都市景観形成建築物の指定や都市景観地域指定などは環境部署が所管する環境審議会で審議されている。また、具体的な開発案件等についてのデザイン審査は、都市計画課が所管する「都市景観デザイン審査会」が行っており、審議会と委員会が所管も別々の状態となっている。今回、景観法を導入し、根拠法令が変わるのを期に、景観施策を審議する機関と個別具体的に景観誘導する機関の一元化を行うものである。

この景観審議会については、都市景観デザイン審査会を改変、拡充するものである。

都市計画審議会と景観審議会との関係については、景観施策の諮問機関は景観審議会とするが、景観計画の策定・変更の際には、先に説明したとおり、都市計画審議会に意見を伺うこととなるので、景観計画の内容のうち、都市計画にも関わる土地利用に関する項目（具体的には、敷地面積の最低限度・壁面の位置・高さの最高（最低）限度）が含まれるため、その点について都市計画審議会に審議頂くことになる。

両審議会の審議の流れについては、「□景観計画の策定・変更に係る審議の流れ」の図解のとおりである。

（今後のスケジュール）

「5 今後の予定」

条例改正についてのパブリックコメントは、既に都市計画マスタープランと同時期の平成23年9月22日から10月21日の間に行っており、今後、兵庫県との協議を行った後、平成23年12月に景観行政団体の告示を行い、3月議会に条例改正案を上程する。平成24年度は、4月に条例の一部施行を行い、景観審議会を設置し、その審議会と都市計画審議会に景観計画を諮り、8月に景観計画を告示、10月に条例の全部施行を行う予定である。

参考資料として、景観法の抜粋と近隣市の景観に関する審議会の設置状況についての表を記載している。

以上で、「宝塚市の今後の景観行政について」の報告を終わる。

質疑応答

- 委員 周辺自治体においては、景観法と独自条例を連携させて対応している自治体がほとんどであるか。
独自条例のみで対応している自治体は少ないか。
- 市 平成16年に景観法が制定されたが、本市は昭和63年から独自条例をもって、積極的に取り組んできており、全国にはこういった自治体もある。
一方で、このような条例を持っていなかった自治体については、制定された景観法に基づいて対応しているところもあれば、他の自治体の条例を参考にして独自条例を制定したところもあり、対応は様々である。
しかし、景観法だけに特化した形で対応している自治体は少なく、色々と工夫をして、それぞれの独自性を出すようにしているようである。
- 会長 周辺都市で最も早く都市景観に対応したのは、神戸市と大阪市の一部の地域であった。
これらについては、都市計画の部門として対応してきている。
それに対して、宝塚市は第3次総合計画において景観に対応していくといった方針を打ち出した。
その時点では、伊丹市も西宮市も都市景観については対応していなかった。
その他では、尼崎市がほぼ同時期に対応を開始したが、都市景観に対応してきたという点では、本市は先進的であった。
しかし、その後の景観に対する対応の展開に少し問題があったように思う。
- 委員 宝塚市の特徴の一つはデザイン審査であったと思う。
これについては横浜市が先進的であり、担当部署としてデザイン審査課を設置していたが、それを視察し、本市でも取り入れてはどうかということとなった。
都市景観デザイン審査会を、完全に景観審議会に変えてしまう必要があるのか。
例えば、「デザイン」という言葉を残すことは出来ないか。
国の法律に基づいて総合的な景観施策を進めることについては賛成であるが、これまで作り上げてきたものを残して欲しい。
何でも国に合わせるのではなく、宝塚市としての歴史を残すという事で、例えば「景観デザイン審議会」とすることは出来ないか。
- 市 景観条例のパブリックコメントを既に終えており、景観審議会という名称は、その条例の条項の中に記述されている。
都市景観デザイン審査会を景観審議会へ格上げして、機能拡充を図っていくとの説明をしたが、審議会となると機動性に富んだ対応が難しいものになってしまう。
したがって、個別事案毎のデザイン審査についての対応は、景観審議会の他にアドバイザー会議というものを開催することとしており、これが現在の都市景観デザイン審査会の機能を担うことになる。
よって、そこに「デザイン」という名称を入れていくことについては、検討したいと思う。

委員 これまでの宝塚市独自の良さを、何らかの形で残してもらいたい。
国の施策が決まったからといって、それに合わせることも必要ではあると思うが、
これまでの歴史が消えてしまうことは寂しいことであるので、ぜひ検討をお願いし
たい。

会長 当審議会で審議することになる「土地利用に関する内容」とは、都市計画法の1
条及び2条に定めている土地利用についてということが良いか。

市 そのとおりである。

会長 宝塚市として、景観行政に係わる職員の養成は、どのように考えているのか。
他の業務の傍らで対応していくのではなく、景観のみに携わる職員が必要である。
人材養成をして、市民から信頼されるようにならなければならない分野である。
当審議会から要望があったとして、庁内でも検討をお願いしたい。

以上で、報告事項についての質疑を終わる。